

大川広域行政組合さざんか荘（訪問介護事業所：指定介護予防訪問介護相当サービス事業）運営規程

〔平成24年 8月17日〕
訓 令 第 10 号

改正	平成25年 1月15日訓令第 1号	平成25年 1月31日訓令第 2号
	平成25年 2月28日訓令第 3号	平成25年 3月26日訓令第 4号
	平成25年 7月 5日訓令第 7号	平成25年11月30日訓令第 9号
	平成26年 1月24日訓令第 1号	平成26年 3月31日訓令第 3号
	平成26年 9月30日訓令第 5号	平成26年10月31日訓令第 6号
	平成27年 3月31日訓令第 4号	平成27年 4月30日訓令第 6号
	平成27年 7月31日訓令第 8号	平成28年 1月15日訓令第 1号
	平成28年 3月29日訓令第 4号	平成29年 3月31日訓令第 4号
	平成30年 3月30日訓令第 4号	平成31年 3月29日訓令第 5号
	令和元年 9月27日訓令第 9号	令和 2年 3月30日訓令第 4号
	令和 3年 3月30日訓令第 1号	令和 3年12月27日訓令第 7号
	令和 4年 3月30日訓令第 4号	令和 4年 9月30日訓令第 6号
	令和 6年 3月28日訓令第 6号	令和 6年 5月30日訓令第 3号

（目的）

第1条 この規程は、大川広域行政組合（以下「組合」という。）が運営するさざんか荘（訪問介護事業：指定介護予防訪問介護相当サービス事業。以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業に従事する職員（以下「職員」という。）が、要支援状態にある者等に対し、適正な指定介護予防訪問介護相当サービス事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 職員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 職員は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さざんか荘（訪問介護事業所）
- (2) 所在地 香川県さぬき市大川町田面360番地
（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとし、指定訪問介護の業務にも当たる。

(1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適宜かつ適切に把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号、以下次号において「指定居宅基準」という。）の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(2) サービス提供責任者 1人以上（常勤、介護福祉士）

サービス提供責任者は、指定訪問介護に関するサービス内容の管理について必要な業務等として、指定居宅基準第24条及び第28条第3項の業務を行うこととする。

(3) 訪問介護員等 2.5人以上（常勤換算）

訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 午前7時から午後7時までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(3) 身体介護及び生活援助の併用

(4) 相談及び助言

(5) その他必要と認めるもの

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した場合の利用料その他の費用の額は、別表第1から別表第3のとおりとする。また、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として18.2%を乗じた単位数を算定する。

3 前項に規定する費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、書面による事前の説明をした上で、支払に同意する旨の書面に署名（記名押印）を受けることとする。

4 前項で同意を受けた費用の額は、介護保険制度の改正又は施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、管理者が必要と認めるときはその費用の額を改定するものとする。この場合において管理者は、改定した内容について書面による事前の説明をした上で、再度支払いの同意を受けなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、さぬき市とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 職員は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第9条 施設は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、事故の原因を解明し、再発防止のための必要な措置を行うものとする。

2 施設は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

4 事故発生の防止のための指針を整備するものとする。

5 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

6 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置く。

（個人情報保護）

第10条 施設は、利用者の個人情報について次の各号に定める法令及び条例等（以下、この条において「法令等」という。）を遵守し、個人情報の適切な取扱いに努めるものとする。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(2) 大川広域行政組合個人情報保護条例（令和5年大川広域行政組合条例第1号）

(3) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月厚生労働省策定）

(4) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月個人情報保護委員会・厚生労働省策定）

2 施設が得た利用者の個人情報は、施設での指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供以外の目的のため自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法令等の規定により自ら利用し、又は提供を必要とするときは、必要に応じて利用者本人又はその代理人の了解を得るものとする。

（苦情処理）

第11条 施設は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービス事業に対して利用者又はその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置くものとする。この場合において担当職員は、解決に向けて苦情の内容を調査し、必要な改善の措置を講じるとともに、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 職員研修 年2回

（身体的拘束の適正化のための措置）

第13条 職員は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に伴い、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 職員は、緊急やむを得ず利用者に対して身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 施設は、身体的拘束の適正化を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

4 身体的拘束の適正化のための指針を整備するものとする。

- 5 職員に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施するものとする。
- 6 施設は、前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置くものとする。
(虐待防止のための措置)

第14条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- 3 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- 5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置く。
(衛生管理及び健康管理)

第15条 施設は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供中に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等の措置を講じるとともに、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 施設は、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 施設は、食中毒及び感染症の発生及びまん延防止のため、定期的な委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等の必要な措置を行うものとする。
- 4 施設は、前項に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置くものとする。
(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、定期的な研修及び訓練の実施、業務継続計画の見直しを行うものとする。

(守秘義務)

第17条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(業務管理体制)

第18条 施設は、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者を選任し、適切な業務管理に努めるものとする。

(補則)

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、組合管理者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年1月15日訓令第1号）

この訓令は、平成25年1月15日から施行する。

附 則（平成25年1月31日訓令第2号）

この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日訓令第3号）

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月5日訓令第7号）

この訓令は、平成25年7月8日から施行する。

附 則（平成25年11月30日訓令第9号）

この訓令は、平成25年12月2日から施行する。

附 則（平成26年1月24日訓令第1号）

この訓令は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日訓令第5号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日訓令第6号）

この訓令は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月30日訓令第6号）

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日訓令第8号）

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年1月15日訓令第1号）

この訓令は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日訓令第9号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日訓令第7号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日訓令第6号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日訓令第2号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月30日訓令第3号）

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

指定介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した場合の利用料

（単位：円）

サービス区分	サービス利用料 （1月当たり上限額）	負担額（1割）
1週に1回程度（要支援1又は要支援2）	11,760	1,176
1週に2回程度（要支援1又は要支援2）	23,490	2,349
1週に2回程度を超える場合（要支援2）	37,270	3,727

備考 サービス利用料金は、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に定める割合を乗じた額とする。

事業所において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護相当サービス事業を行なった日の属する月に指定介護予防訪問介護相当サービス事業を行なった場合又は事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護相当サービス事業を行なった日の属する月に指定介護予防訪問介護相当サービス事業を行なった際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算する。

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する者又はそれ以外の範囲に所在する建物の利用者であって、当該建物に居住する人数が1月当たり20人以上の場合、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。若しくは、正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

別表第2（第6条関係）

減算名	内 容
高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。
業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。（経過措置として、令和7年3月31日までは当該減算は適用しません。）

別表第3（第6条関係）

その他の費用の額

内 容	金 額
通常の実業の実施地域（さぬき市又は東かがわ市）を越えて行う指定介護予防訪問介護相当サービス事業に要した交通費	実費（ただし、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり20円）
サービス提供記録等に関する複写物の交付	1枚につき10円